

特定空家等の措置について

1 空き家概要

- (1) 所在地 射水市港町地内
- (2) 建物概要 居宅、木造瓦葺 2 階建、床面積 112.36 m²(課税床面積)
昭和 26 年築
- (3) 所有者情報 建物：不明（相続人が全て相続放棄）
土地：借地
- (4) 建物登記 建物：A 氏（平成 2 年死亡）
- (5) 外観（令和 7 年 6 月）

(6) 特記事項

- ・建物所有者は平成 2 年に死亡し、相続人が全て相続放棄しており、必要な措置を命ぜられるべき所有者等を確認することができない状況である。
- ・土地所有者と話し合いを行い、土地所有者として建物を解体する権原はないことを確認済み
- ・町屋であり、両隣と壁が接している。
- ・南側については、通行の安全確保のため、崩落物を敷地内へ押し込み。その後、応急措置として、ブルーシートで覆う措置を講じた。

(7) これまでの経緯

- 平成30年度 地元自治会から、瓦の落下やトタンの飛散の危険性がある旨の連絡が入る。
- 平成30年度 相続人が全て相続放棄している旨を確認
- 令和3年度 射水市空き家等実態調査において、倒壊危険性判定Ⅲ
- 令和7年6月 近隣住民から、南側が崩れ落ちている旨の連絡が入る。
- 令和7年11月 土地所有者と話し合い
建物を解体する権原がないことを確認
- 令和7年12月 立入調査
- 令和8年2月 射水市特定空家等及び管理不全空家等判定委員会開催
→特定空家等とする。

2 立入調査

当該空き家について、土地所有者に立入調査実施通知書を送付の上、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく立入調査を実施した。

なお、立入調査では、「特定空家等及び管理不全空家等判定方法マニュアルチェックリスト」に定めた項目について、調査を実施した。

- (1) 立入調査日 令和7年12月25日(木)
- (2) 調査報告書 資料4-2のとおり
- (3) 判定委員会の結果(委員12名)
特定空家等とする：12名 特定空家等としない：0名

3 今後の措置案

必要な措置を命ぜられるべき所有者等を確認することができないことから、地元自治会や土地所有者等と協議しながら、事前に公告した後に、略式代執行を実施する。

なお、略式代執行の費用については、国及び県の補助金を活用する。

※想定スケジュール

	2月	3月	4月
空き家対策協議会	←→		
事前の公告 法第22条第10項		←→	
略式代執行 法第22条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">略式代執行の検討</div>		